

佐多の走った道と住んだ家

井 汲 明 夫

はじめに

これから検討する問題は、本来ならば佐多稲子研究会の同人誌『くれない』に寄稿すべきなのだが、『くれない』は近いうちに発刊されそうにはない。しかしこれから明らかにするように『くれない』11号に「佐多の走った道」に関して大変問題のある記事が掲載されており、関心のある人には、なるべく早く事実を知って頂きたいとの思いから、本誌に掲載させて頂いた。⁽²⁾

「佐多の走った道」というのは佐多稲子の最も親しま

れている自伝的作品『私の東京地図』⁽³⁾全12話中の第11話「表と裏」⁽⁴⁾で語られている、現在の北区上十条に住んだ時代のある「事件」に関することであるが、一般にそう言われているのではなく私が仮にそう呼んでいるに過ぎない。

『私の東京地図』に関しては、一九七〇、七一年に三回と、二〇〇四年から七年にかけて九回（後者はそれぞれに下見も行って）、佐多稲子研究会の人々を中心に文学散歩が試みられ、その様子に付いては、『くれない』2、3号⁽⁵⁾、及び11号⁽⁶⁾に地図や写真と共に詳しく書かれている。七〇年代の第一次の文学散歩には佐多本人が

同行しており、向島の探索に関しては、佐多自身が『作品の事実調べ』⁷⁾という随筆に書いてもいる。

以前私はこの2号の文学散歩が、本文、地図共に、地理的な正確さにおいて可成り問題の多いものであることに簡単に触れたが、11号掲載の『私の東京地図』文学散歩⁸⁾は、かつて2、3号に掲載された「文学散歩」に比して、本文、添付地図共に地理的にはより正確なものとなっているように見受けられ、手書きではあるが地図と本文とを照らし合わせながら読むと、細部では疑問点が残るとはいえ概ね納得出来るものである。

しかし「⑧十條、王子」の項で述べられている「佐多の走った道」に関しては、本文、地図共に全く納得し兼ねるもので、もともとはこの問題を明らかにするために調べ始めたのが切っ掛けなのだが、その過程で、走り出す出発点となった当時の家の場所を確定しようとしたところ、3号で示されている、第一と第二の家の住所に關しても看過出来ない疑問が湧いて来た。述べる順序としては、出発点である「住んだ家」から先に確定した方が良いと思われる。

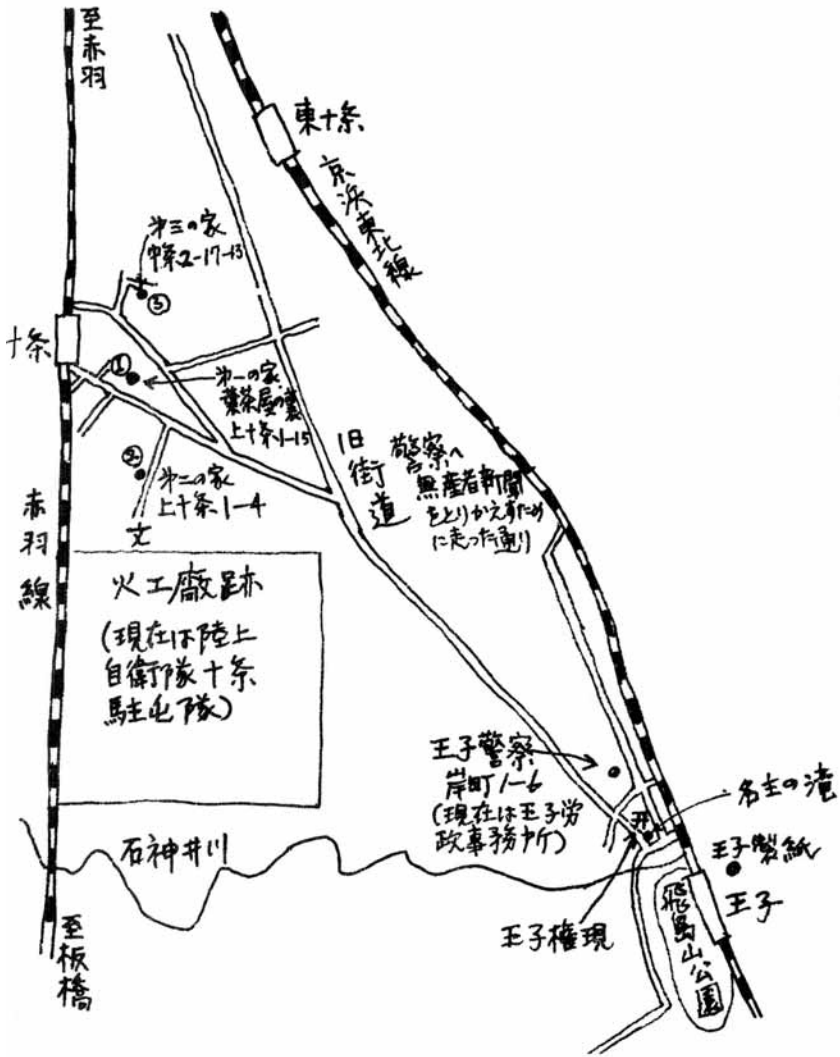
一、佐多の住んだ家

佐多が現在の北区十條界限で住んだ家は三カ所あったが、3号に記されている時期に關しては幾つかの疑問点があり、年譜等からは以下の通りではないかと推測される。

- ① 第一の家…一九二八年四月から翌年の九月頃まで
- ② 第二の家…一九二九年九月頃から一九三二年春頃まで

- ③ 第三の家…一九三一年春頃から一九三二年五月まで⁹⁾

添付の「地図上に明示されている住所表示は文学散歩当時のもの¹⁰⁾とされているが、これはあらかじめ調べておいて出かけたのではなく、文学散歩の際に佐多が認定した場所の住所を記載した、という意味であろう。その手書きの地図を④として再掲しておくが、それぞれ「①



地図④：「くれない」3号（佐多稲子研究会）より

(4)

上十条1—15」「②上十条1—4」「③中十条2—17—13」となっている。しかし、以下に見るように、第一の家、第二の家の住所については疑念がある。位置に関しては地図④は基本的には本文に照応しており、その限りでは問題はない。¹³

第一の家に関しては「表と裏」には、十条の「駅のすぐ南側の線路を横切っている道は、王子からここを通って志村へ抜けている。……戦争中にこの通りも広いアスファルト道になったが、私のいた頃、……それは、両側の店やからお互いに手を出せばその手がつなげそうな泥の道であった。だから朝夕の時間どき暫くの間は、この道は火工廠¹⁴への行き帰りの人でつながってしまうのであった。」と描かれ、「この道の中ほどの左手にあった葉茶屋のうしろ側に、私の住んでいた一廓の長屋があった」とのことである。

佐多が同行した3号では、大体同じ部分を引用した後、「踏切を渡り王子の方に向かって……最初の細い通りを横切ると……その並びに、……〈葉茶屋〉とおもわれるお茶屋がある。……『こういうった感じの店よ!』と佐多

氏¹⁵と、「この道の中ほど」といっても踏切から可成り近かったように記されており、地図に示された「①第一の家、葉茶屋の裏 上十条1—15」の印の位置も文章から想定される位置におおよそ照応する。踏切から一、二分というところであろうか。ところが現在の、北区上十条1丁目15番はさらに北に二百メートルほど入った奥にあり、そこに「駅のすぐ南側の線路を横切って……火工廠への行き帰り」に通る道があった筈がなく、①の印の付けられたあたりの住所とするのには相当無理がある。

「上十条1—15」については後述するが、「表と裏」や3号の記述を見ると、この踏切から火工廠へと向かう「泥の道」は、現在の道路とほぼ平行する道のような印象を与える。しかし一九二八年¹⁷や三〇年¹⁸の地図を見ると、この狭い「泥の道」は、数年後に造られたアスファルトの軍用道路¹⁹、現在の都道四五五号の道幅に含まれてしまいう程の狭い範囲内でくねっている。すなわち、当時の踏切は現在の踏切の南側の歩道あたりにあり、そこから左(北)にゆっくりと曲がりながら三〇メートル程王子の方に向かうと、今もある線路の方から北上して来る小路

と出会いさらに東に向かい、都道を横切って北側の歩道に出たあたりから五〇メートル程は現在の道に沿った後、再びゆったりとくねりながら都道を横切るように火工廠へと向かっている。この北側の歩道に出たあたり、現在の上十条1—19に、そこからさらに北に入る一見袋小路風の込み入った小路が今でもある。「表と裏」に描かれている、小さな商店の並ぶ「この道の中ほどの左手にあった葉茶屋」は、「表と裏」や3号の記述からも、この緩やかに曲がった道筋の、駅からそう遠くはない範囲内にあり、最初の小路と出合うあたりから先であろう。佐多は緩やかに曲がっていたという事までは書いていない。

葉茶屋のあったのは「この道の中ほど」であって踏切の直ぐ近くではない。他方では、第二の家は第一の家よりも「火工廠へ寄った横町」⁽²⁰⁾にあったと記されており、その第二の家へは後述のように、現上十条1—4の都道の角に、佐多の住んでいた当時からあった八百屋「八百市」⁽²¹⁾の脇の横町を入れて行く。「八百市」のある小さな十字路の北西側斜め向いが上十条1—21である。この点から葉茶屋は、最初の小路と出合うあたりから上十条1—

19、20、せいぜい21の西寄りの範囲内にあったと推定される。

更に詳細に「表と裏」の記述を見ると「私のいた長屋は葉茶屋のうらに三方から向い合って建」ち「空地を囲んでいた。私の入った家は、右手のとっつきだったので、葉茶屋の台所に喰っついていた。」⁽²²⁾とある。これは長屋は既存の小路から入った所であったのではなく、表通りに面した葉茶屋の、左手脇から入った空地を囲んでいた、という意味であろう。

この長屋のあたりは、「アスファルト道を作るとき、……ローラで平らにされてしまったのであろう」と観念してはいたが、前述のように3号の散歩の際には感じの良く似た葉茶屋が見つかり「この葉茶屋の横手に一間程の小路があり」と記されている。ところで、各年代の住宅地図を見ると、一九七〇年以前から二〇〇〇年代初め頃まで、現19番9号に「香楽園茶舗」というお茶屋があったことが分かり、これがその茶屋であろう。⁽²³⁾19番にある小路の角から西に三軒目である。

一行は第一の家はこの小路を入ったあたりではと見当





地図⑧：「番地界入 東京府北豊島郡王子町全圖」川流堂 1930 部分





地図© : Google マップ©

を付けたのに「どうした分けか、私達はこの小路に一步も踏み入れず、『フウフウム……』と腕組みして通り過ぎてしまった。……佐多氏の白い足袋がさっと次の目的地に向かってしまった。」と、何かその場の雰囲気気に押しされて立ち去ったように描かれている。「そうそうういった感じだったわあ！」と佐多自身が言ったにも拘らずである。

とは言え、この「香楽園茶舗」が「表と裏」に記された葉茶屋であったという訳ではなく、同様の小路は、地図④に記されたあたり、現在の、上十条1丁目19番から21番にかけての百メートルほどの間に、先に述べた小路を含め三本ある。21番にある袋小路は、記述から見ると八百市に近すぎる。

この三本とも、そこに描かれているような「一步でも踏み入れると、ガラガラと音たてて崩れそう」な雰囲気、を現在でも多少持っているが、右の19番にある小路と、20番と21番の境目にある小路は一九〇九年以前からあったと思われ、当時から袋小路ではない。

一九三〇年の、地図⑤の原図には大字下十條字仲道一

〇八六番の東寄りから左斜めに奥に入る小さな袋小路と思われるものが手書きのように描き足されているが、「表と裏」や3号の右の記述からはこの袋小路のすぐ右手が葉茶屋で、奥の右手に佐多の入った長屋があった可能性が高いのではないかと思われる。

この袋小路が、そのまま延長したのではないとしても、現在19番と20番の境目にある、入口の部分が可成り狭く、奥が少し広くなっている小路へと変形して行ったのではないかと思われる。



地図④：大日本帝國陸地測量部 一万分一
王子 1929 部分

同時期の一九二九年の陸地測量部の一万分一地図³⁰では、地図⑩の「原」の字のすぐ左(西)に見られるようにこの袋小路は、小路ではなく可成り細長い空地であり、その奥に小路が続いているように描かれておりこのような空地や小路はこれより以前の地図には描かれていない³¹。空中写真の利用なので、地上で外から見れば袋小路でも個人の敷地内を通り抜けるような私道や空地も普通の小路や空地と判断されても不思議ではない。なお一九三六年撮影の空中写真³²の同じ場所を拡大して見ると、細部は半分は写真でも空地と判断される。写真では入口の西の部分が建物で少し狭まっているように見え、地図でもほんのわずかながらすぼんだように描かれている。これは地図⑩の斜めに入る袋小路と同一の地点と考えられる。また北半分は空地に並木か、空地ではなく細長い建物があるようにも見えるが判別出来ない。但しこの時には既に、先に触れた軍用道路の工事も進んでいるので、一九二九年当時から可成り変化している可能性があるし、この空地の東西に建物があるらしい事は分かるが詳細ま

では識別出来ない。

先の「私のいた長屋は葉茶屋のうらに三方から向い合って建」ち「空地を囲んでいた」との記述から、長屋は空地の東西と北の三辺を囲むように建っていたと読めるが、もし地図⑩にある空地の南半分がこの空地だとすると、上の航空写真と合わせて判断すると、川の字の真ん中の一本が上に大きくズレたような感じで、三軒は平行して建っていたのではないかとも思える。

この「空地」の西側の一部が、現在の上千条1丁目20番と19番との境の小路となったと考えられ、20番の角の家の東隣あたりに葉茶屋があり、その裏手に佐多の住んだ長屋があったと考えると先の推測と矛盾がなく、佐多の記憶ともほぼ一致する。逆にここ以外に「表と裏」や3号の記述に合うような場所は見当たらないのである。

以上に見たように、第一の家は、葉茶屋があった位置でも確定されない限り正確には分からないが、この小路を少し北に入った20番側の少し東奥あたり、上千条1丁目20番5号あたりにあったと推定してもよいのではないだろうか。そしてこの推測が正しければ、佐多の住んで

いた長屋のあたりは「ローラで平らにされてしまった」訳ではなかったことになる。

ところで住居表示導入前の1丁目19番と20番の大半は「上十條一丁目十五番地」⁽³⁵⁾である。余りに慌ただしく通り過ぎたので、地図作成者は旧住所を残したままの家の表札か何かを見て、よく確認しないまま第一の家の住所として記録したのではないだろうか。七一年頃には旧住所のままの表札は珍しいものではなかった。

「上十條1—15」についてはもう一つ、改めて3号を見ると「私達は第一の家から第二の家に向う前に『齒車』⁽³⁶⁾に登場するもう一つの家を訪ねてみることにした。もう一つの家とは、第三の家に居住している時代、非合法弾圧が激しかったため、へ上十條の表どおりからはなれた路地の中に建つ、小さな平家の座敷をかりて、会合を持った事があった」と記されている平家の事である。「この「家も、この王子に向って歩いた左手の路地の奥にあったと聞く。第一の家から二、三百メートル歩いた所あたりらしいが、『このあたりだった感じよ』と言う佐多氏の記憶も定かでないらしい。」⁽³⁸⁾との記述がある。偶然か

もしれないが、現在の「上十條1—15」の一画は、この「王子に向って歩いた左手（北）の路地の奥……第一の家から二、三百メートル歩いた所あたり」（括弧内井汲）で「第三の家」からもそう遠くはないという条件にうまく一致する。つまり、この『齒車』に登場するもう一つの家」を探した時に、佐多が「このあたりだった感じよ」と言った一画の住所を記録し、これを第一の家の住所と混同した可能性も否定し切れない。この家に関して地図には記載されていないが、11号の筆者はこの住所に第一の家があったとして探索している。しかし「表と裏」や3号の記述に従う限りそれは無理である。

次に「走った道」に直接関係する第二の家について。3号では第二の家は「第一の家から五、六分王子よりに歩く」と書いてあるが、途中で「齒車」の家を捜したのでそこからの距離ではないだろうか、実際には二分程度である。「八百屋」⁽³⁹⁾に向かって右手の小路を少し入ったところにある。」とあるが、「少し」といっても「百メートルほど歩いたろうか。……『……この家ですよ。……』」⁽⁴⁰⁾

と佐多が指差したとある。そして地図④を見ると、その道の、進行方向右手（西）に②として印が付けられ「第二の家 上十条1—4」と記されている。しかし、「上十条1丁目4番」はこの道を挟んで左手（東）側、正に地図上に「上十条1—4」と記されている側である。本文には道のどちら側かは記されていないが、幸い写真が添付されており「写真①はこの説明を丁度うけている所であろうか」とある。

その写真①は人物が左手の家を見ており、順光でその影が右奥に短く付いていることから、午後の早い時間に南側から撮った事がわかる。つまり佐多の示した家は地図に示された通り道路の西側であり、西側の住所（住居表示）は上十条1丁目9番（北側）と8番（南側）である。

写真には道の東に電柱が写っており、地図の作成者は、この電柱に掲げられた番号を記録したのではないだろう。しかし住居表示は、基本的には道路に囲まれた一画を同一地番としているので、袋小路や余程小さな一画もない限り、道路を隔てた地番は異なるのであり、現在

もこの電柱には道の東側の「上十条1—4」の標識がついている。

また写真の奥に白く写っている家に大層よく似た形の家が現在でも8番と9番の境目の9番の角にあり、道の曲がり具合や電柱の位置などからは、佐多が立っているのは南側の8番の角から二軒目の家の前と考えられる。

また「丁度木造とコンクリート家の境い目あたりの家を指差して」この家と言ったとあるが、現在三軒目には古いコンクリートの家が建っているので、この点からも「この家」とは角から二軒目、1丁目8番26号の家と見て間違いないと思われる。因に現在8番のこの道沿いには四軒の家がある。

ところで年譜には「東京市外王子町下十条原町一五〇〇」番地と当時の住所が明記されている。この番地は一九二八年や一九三〇年の「王子町全圖」にはないのだが、一九一一年発行の「王子町全圖」には記載されており、それによれば、ここは一九二八年の「王子町全圖」の一四八〇番の西側三分の一程の部分に当たり、一五〇〇番地は一九二八年以前に一四八〇番地に合筆されたものと

思われる⁴⁶。現在の上下十条一丁目八番21号、角から西に五、六軒目あたりである。

するとこれは佐多の示した4番と向かい合う道沿いではなく、9番と向かい合う、北側が道路になる一画である。年譜に記されている番地と佐多の記憶では同じ十条一丁目8番の区画の中で九〇度ずれている。

どちらが正しいのであろうか。

第二の家を見つけた際、佐多は「そうだわ、向きが変わっているけど、この家ですよ。ここに庭があって台所があったわ。」とかなり自信あり気だったようである。

しかし「表と裏」では第二の家について「陽のささぬ暗い造り⁴⁷」と書いているのに、佐多がこの家と言った家は東側に接して北北東から南南西に向かう道路があり「陽のささぬ暗い造り」とは考え難い。

地図①を見ると、この道沿いには時折奥にも入り込んでいる総描建物(大)⁴⁸が描かれておりこの小路沿いは家並が続く住宅地であった事が分かる。ところで一九四七年の航空写真⁴⁹では、この家の建つ道沿いには三軒の家が確認でき、現在の四軒目に当たる土地には家があるのか

否かは定かではない。二軒目は、現在建っている家とは明らかに異なる長方形の一番大きな家で、南隣りは小さな家で間も少し空いているので陽当たりは相当良さそうである。六三年の航空写真でもこの家はそのままであるが、この敷地内で同じ家の向きを変えることは不可能と思われる。そもそも家の向きを変えるためには、敷地に相当の余裕が必要である。

また、半自伝的小説と言われる『山壁』⁵⁰はこの第二の家が舞台となっているのだが「二間の長屋から、奥の四畳半だけ広いこの家に転宅した」と書かれており、先に見たように「二間の長屋」は「六畳と三畳」であった。

そこで第二の家は、この三部屋と玄関、台所、押し入れ、その他というような小さな家で、家賃の話題が出てくるので、貸家だった事がわかる。「境い目あたりの家」との表現からも大きな家とは思えず、佐多の示したこの家は六三年以降に建て替えられた家の可能性が極めて高く、以前住んでいた家とは到底考えられない。このあたりにあったはずだと探していたところ、偶々造りが大変良く似ている家があったので、「向きが変わっている」だけ

と思ひ違ひをしたのではないだろうか。似たような造りの家なら道路との位置関係で、向きが変わったように見えることもあるう。

他方一九二九年の地図①では1丁目8番北側沿い、9番との境の側には、独立建物(大)が三軒描かれているだけで住宅地ではなく、ここに「トタン塀」のある「陽のささぬ暗い造り」の貸家があったとは考え難い。しかし一九三七年の地図ではこの区画全体が絵描建物として描かれており、この七、八年の間に急速に宅地化が進んでいた事が分かる。

第二の家は「すぐ窓さきに聞き耳を立てられぬ便利さがあった」⁽⁵⁶⁾角から数件先の間口が狭く奥に長いような家、あるいは道路から引っ込んだ所にある家のはずで、「玄関から踏み込まれたときの逃路を丹念に計って」⁽⁵⁷⁾捜した家である。

先の『山襷』には「自分の家の見える通りに角を曲がってきて、……我が家から若い女の姿が出てきたのを見とめた」⁽⁵⁸⁾とあるが、八百市の角からでは百メートル以上あるし、道が緩やかに曲がっているので佐多の示した家は

物理的に見えない。一五〇〇番地ならば、例え道幅が現在の半分でも、8番と9番の境目の角を曲がればすぐに見える。しかも通りから自分の家が見え、そこから人が出てくるのが見えたという事は、家は道路沿いにあったということになる。旧一五〇〇番地は北側が道路で、そこに、間口が狭く奥に長いような家という条件を付けければ、この家は南北に長い家で「陽のささぬ暗い造り」という条件にも合う。また「裏口に……足音がし、……台所から上がって来た」と、裏からも出入りできる条件も、今でも裏手に家が続くこちら側の方が当てはまりそうである。なお引越した動機に付いて「山襷」では、佐多の仕事部屋を確保するためとなっているがそうした側面もあったであろう。

一五〇〇番地は戸籍簿という客観的な資料にも記されており、全体としてこの番地の方が「表と裏」に書かれた条件に合いそうに思われる。第二の家は、1丁目8番にあったことまでは間違ひなく、8番21号にあったと考えるのが妥当ではないだろうか。地図②に「第二の家」の〇印を付けた一画である。

このように見て来ると『くれない』3号での第一の家と第二の家の住所に関しては、訂正するのが適切ではないかと考えられる。

因に11号では「上十条1—4」を疑わず、本文では3号の記述を引用し、「八百屋さんを左手に見て二三分入った所が第二の家だ」と記しているのに、地図は何故か八百市と春日湯の間のすぐ裏手を第二の家としている。これも1—4であることには違いはないが。

第三の家に關しては、住んでいた当時の家が残っていたとあり、中十条2—17—13と住居番号まで明記しているので特に疑問に思う点はない。11号に記されている通りこの家はもうないが、現在この番号には道に面して二軒と、その間の袋小路に二軒の家がある。佐多の住んでいた家は、向かって左手（東）にあったと思われる。

二、佐多の走った道

十条、王子の時代に關しては、最初に述べたように『私の東京地図』全12話中の第11話「表と裏」で語られ

ているのだが、先ほどから「佐多の走った道」と言っているのは、第二の家に住んでいた時に、場の状況に負け「無産者新聞」を刑事に渡ししてしまったことを夫に咎められ、それを取り返すために当時の王子警察署まで走った道のことである。

これに關しては、これから述べるように、3号の本文はかなり曖昧な部分も見られるが信頼できる部分も多く、地図④の方は、先に検討した三つの家の位置と、旧王子警察署周辺の地図は「表と裏」や3号の記述と大きな食い違いはないと思われるのだが、これらの家と警察署を結びつける道筋に關しては相当曖昧で混乱がある。警察署へと走った第二の家からの道筋は、「表と裏」の記述からのイメージを実際の道と無理に一致させようとして描かれたように見え、第三の家と東十条駅周辺、旧街道（岩槻街道）との関係も相当曖昧である。

ところで11号の基本的な誤りの責任の一端は、佐多自身の一寸した誤解にあると思われるのだが、この誤解に端を発して、決定的な誤解が生み出されてしまったよう

に思える。

走った時の情景は、「表と裏」に以下のように描かれている。

『取り返してくるわ』

私はむしろ自分に言って、表へ駆け出した。それしかないのだ。他にどんな方法があるう。今から追いかけてゆけば警察の男に追いつくかも知れない。私は火工廠の塀に沿って走り、王子へ出る高台の道へ出た。この道の向うの崖下は、上野から、東北へ数本のレールが通って、王子、赤羽の工場街に展がっている。私の今走ってゆく高台の道は、古い街道のひとつなので、両側に店もつながっているが私は人目もなくその道を走りつづけた。警察の男の姿ばかりを探しながら。道は、やがて王子権現の手前で横に坂になって通りにあわさり、左手へだらだと下っている。小さな谷あいになったこのあたりは、今は名ばかりのようになった名主の滝も記憶に残して。この坂の下の道を左手に入ると、そこに王子の警察

があった。⁽⁸⁾

文学散歩ではこの道が現実にはどの道であったのかを探っているのだが、右の文章を見ると、「このあたりは、今は名ばかりのようになった名主の滝も記憶に残して。」と、かつて王子権現のあたりに名主の滝があったことを匂わせている。

この「今は」と言う表現は、普通はその文章が書かれた時点⁽⁹⁾を指すのだが、同じ段落の前の部分に、「今から追いかけてゆけば」「今走ってゆく」と二度「今」と言う表現が出て来る。その流れで読むと「今は名ばかりのようにになった」の「今」は、走っている「今」と読むのが自然である。

その点、読者に尋ねられた事でもあるのだろうか、一九六四年に書かれた佐多の「王子」⁽¹⁰⁾という随筆には、最初の段落で「三十数年前も、もう名主の滝は名ばかりだったとおもうが」⁽¹¹⁾と記している。つまり、走った頃には存在していたが書いた時点では名ばかりになっていた、のではなく、走った頃に既に「名ばかり」になっていたと

いうのである。

同じ段落に「飛鳥山から王子の駅へと坂をおりてゆくと……向かいの丘が見え、そのあたりに名主の滝があったらしい」と書かれている。今も飛鳥山公園の「あすかパークレール」(モノレール)の山頂駅あたりからは「向かいの丘」に王子権現がはつきりと見える。3号の筆者も、「王子権現と飛鳥公園との谷間に、名主の滝があったらしい」と書き、地図④もそれに従って王子権現の南に接して「名主の滝」と記し、川を挟んだその南に「飛鳥山公園」が記されている。恐らく同行した佐多がそう教えたのであろう。しかしこの場所に大正末頃まであったとの記録がある滝は「権現の滝」である。

「権現の滝」とはかつての「王子七滝」の一つである。「石神井川沿いには①『権現の滝』がある。／王子神社(昔の王子権現、滝の名はこれを取った)……の裏手、神社との境あたり、現在も神社南側の崖にある石段の上り口の左側あたりにその滝は落ちていたという。」¹⁵3号や「王子」に書かれている通りの位置であり、地図④の右下(南東端)、「王子神社」と記されたすぐ南の「つ」

の字にくねったごく細く短い小路がその石段であり、¹⁶印を付けたあたりであろう。地図⑤でも同じ位置に「つ」の字にくねって舟串橋に続く小路が描かれている。現在滝のあった場所を示す標識はないが、すぐ下の音無親水公園内に「再現」¹⁶されている。

つまり佐多は「権現の滝」の名前を、いつの間にかこの近辺では有名な「名主の滝」と思い違いをし、最後までそう思い込んでいたようである。「三十数年前も、もう名主の滝は名ばかりだったとおもうが」の続きには「飛鳥山に近い行楽の場の雰囲気伝えるように、お茶屋など一、二軒あった、今も向うの橋ぎわに料亭があり、下の川岸は小公園となっている」と記しており、佐多自身「権現の滝」跡に行ったことがあると思える。

「名主の滝」というのは「王子権現」から、旧王子警察署を挟んだ反対の北側五百メートル程奥にあり、飛鳥山公園からはまったく見えない。人工の滝で、嘉永年間に土地の名主畑野孫八によって自宅敷地に造られたと考えられている。ところが明治時代に土地の所有者となった垣内徳三郎が、塩原や箱根の風景を取り入れた大規模

な庭園へと大幅な改造をしており、佐多が十条に住んでいた頃は池にはボートが浮かび、繁盛していた様子であり、また一九三八年からは精養軒の所有になり、大浴場やプール等も併設され、入場料も取っていた。しかし戦災で全焼して閉鎖されたが、一九六〇年に再建されて、現在は北区立の「名主の滝公園」となっており、現存する唯一の「王子七滝」である。⁽⁷⁷⁾つまり「表と裏」が書かれた頃は文字通り「名主の滝は名ばかり」となっていたから、そんな声は佐多の耳にも入っていたのかも知れない。そのような事情から佐多は、二つの滝の名を混同してしまったのだろうか。因に名主の滝というのは「男滝」「女滝」の一对の滝を言うように、「名主の滝」と言う単独の滝はない。

ところが、11号一九三頁下段の記述では、名主の滝の南側「すぐ先に王子権現、王子稲荷がある」と記している。その他の記述と合わせて読めば「王子権現」と「王子稲荷」とを同一視している事は間違いないが、これまでの記述からも、そこは佐多の言っている「王子権現」ではない。

既に見たように「王子権現」とはそう標識が出ている訳ではないが、JR王子駅北口の西側百メートル程の、崖の上にある「王子神社」⁽⁸⁰⁾のことで、元々は「若一王子宮」と言い「王子」の地名の由来となった。江戸時代は「王子権現」と呼ばれていたが、明治になって「王子神社」と改称したようである。戦災で全焼し、社殿が再建されたのは一九六四年⁽⁸⁰⁾、今でも「王子権現」「権現様」として親しまれている。東京都神社庁のホームページにも、「王子神社（王子権現）」と記されているし、「王子神社」を「権現」と記した地図は現在でも稀ではない。北区がホームページで公開している地図⁽⁸²⁾では「王子神社」の北側に沿う道を「権現坂」と記し「権現」の愛称が生きている事を示している。この点では地図^(A)は正しい。

「王子稲荷」⁽⁸³⁾は権現から旧王子警察署を挟んで反対側の北側にある神社で、ここにもかつて「稲荷の滝」があったというが、「名主の滝」は更にその先にある。

佐多は王子権現については正しく認識しているが、かつてその南側の崖にあった滝の名を「名主の滝」であるとし、一寸した誤解をしてしまった。五十嵐は名主の滝につ

いては正しく認識したが、名主の滝を基準に見てしまっただよ、すぐ近くの「王子稲荷」を「王子権現」と誤認したまま信じ込んでしまい、それが「⑧十条、王子」の項の内容を決定的に方向付けてしまった。この文学散歩には地元で育った人が同行しているのに間違えるとは、と思われるが、地元でも稲荷を権現と思っている人は結構多いとの事である。権現の名は親しまれており、稲荷は震災に遭わず場所も分かり易く、「狐の行列」の祭りや落語⁽⁸⁶⁾などでも親しまれているからであろうか。

さらに、3号の本文にある「私達は最後の第三の家を後にし旧街道に出た。この旧街道は無産者新聞をとりかえすためにひたすらに走った道であり、又窪川氏への面会に王子署まで生まれたばかりの赤坊を背おって……差入れの弁当をもって歩いた道である」との記述に含まれる曖昧さも、11号の誤解を補強してしまったのではないだろうかと思われる。

「曖昧」というのは、地図④では第二の家から王子権現へ至る道と旧街道との合流点あたりの旧街道の脇に「警察へ無産者新聞をとりかえすために走った通り」と

傍記されているが、「第三の家を後にし旧街道に出た。

この旧街道は」第三の家から「窪川氏への面会に王子署まで……歩いた道」のはずである。「無産者新聞をとりかえすためにひたすらに走った」のは第二の家からであるから、第二の家から右記の旧街道との合流点までと、更に先の「王子権現」を経由する道であるはずである。

つまり、3号の散歩の折は「走った道」はその後半部分だけを歩いたのである。④に示されたこの合流点の位置は、恐らく「表と裏」に書かれた「王子へ出る高台の道へ出た」位置を示そうとしているものと思われるが、後に見るようにそれが実在のどの地点を示しているのかは3号では極めて曖昧である。

地図④の更なる曖昧さはこの問題を一層曖昧にしている。それは十条駅の北側で線路を横切る道は、実際はそのまま東に行って東十条駅の南西側で旧街道と交叉しており、この地図のように第二の家から旧街道へと合流する道、「十条から王子に向かって続く道」に直接合流しているのではない。第三の家から続くこれに該当するような道は、地図⑥を見れば分かるように確かにあること

はあったが、現地にある程度詳しくない限り分らないであろうし、しかもこの道はやがて自衛隊駐屯地に突き当たるが、本文にはそのような記述は全くない。しかし本文を丁寧に読まずに地図を見た読者は、第三の家を出ると間もなく「無産者新聞をとりかえすために……走った道」に出たように錯覚するであろう。しかしこれは「第三の家を後にし旧街道に出た。」(傍点井汲)には整合せず、同じ頁の下端にある「丁度旧街道と十条から王子に向かって続く道が三叉路になっているところ」というのが㉔に「旧街道」と傍記されている地点の三叉路であろう。「旧街道に出た」のは、先の東十条駅の南西側の交差点と理解するしかない。つまり3号の散歩の折、旧街道に出るより前に、第二の家からの道と第三の家からの道が直接合流する道筋は通らなかつたと考えられる。因に11号ではこの道は全く想定していない。

さて11号でも、3号の本文に記されたのとほぼ同じと思われるあたりで、佐多が王子警察まで走った道を「私達もたどった」と述べ、地図では3号よりも更に北寄りの、明白に旧街道の傍に「警察へ……走った街道」と記

している。他方「窪川氏への面会に王子署まで……歩いた道」に関しては全く記述がない。確かに「表と裏」には「面会に……歩いた道」に関しての記述はなく、読者の関心を惹くのはもっぱら「走った道」であろう。だが、そもそも第二の家から11号の本文や地図に示された地点を通過して王子警察に行くには、どのような道筋を辿ったら良いのだろう。それとも筆者は、自分達の歩いて来た第三の家から新聞を取り返しに走ったのだと二つの家を混同してしまったのであろうか。

ただ、自分達が実際に歩いた、第三の家から東十条駅周辺にかけてと、そこから名主の滝までの道筋に関しては、11号の地図は、手書きの地図としては比較的正確である。そして以上のような基本的な誤解を基礎に書かれた11号の本文と地図に示された「佐多の走った道」は、東十条駅方面から旧街道を南下し、途中から左(東)に折れて三平坂を下り、名主の滝から王子稲荷の下を通過して王子警察に至るといふ、「表と裏」には全く触れられていない道筋を示している(三平坂よりもう一本南の坂を下りた可能性も示唆しているが、本質的な違いはない)。

確かに、11号で辿った、三平坂から名主の滝へと降りて行く道筋は、第三の家から「窪川氏への面会に王子署まで……歩いた道」の一つである可能性は皆無とは言えない。しかし、毎日行った訳ではないだろうにしても「王子署は、当時の生活では毎日のようにつながり、いろいろの記憶がある」⁽⁹²⁾のに、近くの名主の滝については、当時は相当に繁盛していた公園であったのに既に現存してはいなかったと思いついていたということは、名前はよく耳にしていたが実際に行ったことはなかったからではないだろうか。

「走った道」については先の引用文に具体的に記述されているので、これから述べるように特定出来るが、「歩いた道」については直接の記述はなく、いつも同じ道を通ったとは限らないので、どの道であったかは確定しようがない。しかし「走った道」の後半部分と「歩いた道」の後半部分が同じだった可能性は高い⁽⁹³⁾。前半部分は、上記の道筋の他、地図⑧を見る限りでは先にこの「道筋は通らなかつた」と述べた、第三の家から火工廠の門の東側へと出る道であった可能性も否定できない。

地図④に曖昧ながらこれに該当すると思われる道が描かれているのは、あるいは3号の散歩の折りに佐多が、このような道から行ったこともあると語ったからだと思像するのは無理であろうか。

また、先に触れた『鹵車』には、赤児を抱いてバスで王子署に行った様子が描かれている。赤児とは、第三の家に住んだ時期に「生まれたばかりの赤坊」であろう。身重になってからや生まれたばかりの赤児を抱いてでは、バスを使ったこともあったのであろう。「バスは王子駅へ出る上十条の通りを走った。……バスはやがて坂を下って、王子駅の、活気のある広場に出た。」⁽⁹⁴⁾と記されているが、このバスは赤羽と王子の間を結ぶ岩槻街道を走っていたバスと思われる⁽⁹⁵⁾。

ところで奇妙なことに、11号の地図は、第二の家から旧街道（岩槻街道）との合流点までは、全く曖昧な地図④と基本的には同じであり、他方では、この合流点から先を完全に削除することによって地図④の主要部分を完全に否定し、その代わりに、この合流点より北上した地点から、上記のような道筋を描いている。筆者達は無意

識のうちに、自分達が書いている事とは裏腹に、第二の家からこの合流点まで走って、そこから三平坂の角まで北上したと意識しているのではないだろうか。

「表と裏」の記述にほぼ完全に一致する道は、当時の地図から簡単に見つけ出す事が出来る。注(18)に記したように少し問題はあがあるが「番地界入 東京府北豊島郡王子町全圖」の、原図では黄色く塗られた道筋を白く抜き、「走った道」を鎖線で地図⑧に描き入れた。十条駅から王子駅までの直線距離は一キロ半強であるが、佐多の走った距離はそれより少し長い程度であろう。

「泥の道」は江戸時代から「王子から……志村へ抜けている」村落間を繋ぐ地方道であったようだが、兵器製造所(火工廠)ができたことにより、その一部が遮られて、兵器製造所の塀の隅を落とした部分に沿うように変えられたものと思われる。「走った道」を辿ると、第二の家を出て右に行き、現1-8と1-9の境目の角を左折、八百市の角を右折し細い泥道を兵器製造所の入口の方へと向かい、門の少し東で塀に突き当たる。一九二八年の地図と三〇年の地図を比べると、この二年間で兵器製

造所の門から先の道は可成り広げられて整備され、凡例を見ると「自動車通シ得ル道路」とされており、舗装されたのではないかと思われる。

引き続き「火工廠の塀に沿って走り」隅を落とした部分を回った後、先ほどの道の続きを左斜めに塀からそれる。この先で走って来た道は小さく左に曲がって「王子へ出る高台の道」すなわち旧街道(岩槻街道)へ合流する。そうして旧街道は二つの道の合流点の先から南東方へとゆるく曲がりながら、やがて王子の宿の方へと降りて行くが「私の今走ってゆく高台の道」というのはこの合流点から、道が下り始める迄の百三〇四〇メートル程の間であろう。なお「上原派出所」から権現坂までの間は「自動車通シ得ル道路」とはされておらず、バス路線も逸れているので、舗装はされていなかったのであろうか。それはさておき「道は、やがて王子権現の手前で横に坂になって通りにあわさり、左手へたらだらと下っている」権現坂へと出る。「横に坂になって通りにあわさり」の「通り」とは、恐らく王子警察署の裏手の高台の道である。また最後の権現坂の部分は、文章から受け

る印象よりはずっと短く、「だからだと下っている」と言う暇もなく、すぐに坂の下である。そして「この坂の下の道を左手に入ると、そこに王子の警察があった」（傍点井汲）のである。佐多の走ったのはその道であることは確かであり、王子稲荷からではこの「左手に入る」の説明が付かない。当時は王子の街に降りて行く中心的道路であった旧街道は、以下に見るように、現在では都道の脇道となっている。当時は逆に先の合流点から南の都道部分は未だ完成していなかった。

幸いな事に、この道筋自体は現在でも殆どそのまま残されている。もちろん「お互いに手を出せばその手がつなげそうな泥の道」はすっかり拡張されてその面影はない事は、佐多も述べている通りである。

現在の道はグーグルマップを利用して地図◎とし、同様に「走った道」を鎖線で示す。

先に述べたように「泥の道」は現在自衛隊駐屯地の近くまでは都道四五五号線となっている。ただ注(96)でも触れたように四五五号線は自衛隊の門の手前で小さく左に曲がり、北側に三〇メートル程離れて駐屯地に平行し

て東西に走り、間もなく十条台小学校の向かい、中十条一丁目歩道橋のある地点で大きく右（南南東）に曲がって、旧街道（四六〇号線）と合流しているが、この部分は当時は存在していなかった。四六〇号線はこの地点で終り、合流地点から先の旧街道は四五五号線となって「本郷通り」とも呼ばれている⁹⁷。ところで、3号で「丁度旧街道と十条から王子に向かって続く道が三叉路になっているところ⁹⁸」と記されているのは、この地点ではないだろうかと思われ、地図④に示された合流点は先にも記したように、実際にはここを想定しているように思われる。

ところで、四五五号線の南側の歩道は自衛隊の手前で曲がらずに、そのまま駐屯地の門の前まで続いている。これが当時の道筋に近く、旧道はそのまま道を斜めに横切って塀に沿い、東隣りの「ライオンズガーデン十条口」という建物に沿って右に曲がる。この部分が、兵器製造所の隅を落とした塀の部分に当たる。曲がった少し先から左にそれ、最後に小さく左に曲がって「王子本町二丁目」と標記された信号のある所に出る。そこで南南東へ

と向きを変えている四五五号線(旧街道)へと繋がるのだが、この交差点が、旧地番一〇七五番であり、佐多がここまで走って来た道と「王子へ出る高台の道」との合流点である。

3号では、先の四六〇号と四五五号の合流点と思われる地点からさらに「少しばかり王子よりに歩いている時に、右手の遠方に」火工廠の建物らしいものが見えた、とあるから、恐らくこの合流点から南南東三〇〇メートル程先の、上述の「王子本町二丁目」の信号のある所までも含めて「走った道」と思い違いをしたのではなかるか。しかしこの「王子本町二丁目」の信号のある交差点こそが、上述のように第二の家から佐多が走って来た道と「王子へ出る高台の道」すなわち旧街道(右槻街道)とが合流した地点である。そして信号を渡って四五五号を南に向かうと、四〇五〇メートル程の間に四五五号から左に少しずつそれ初めて、次の信号の手前から、王子権現の下の方へと徐々に分かれて行く道がある。これが旧岩槻街道であり、この道を佐多は走ったのである。

恐らく佐多も、文学散歩に同行した折はこの道が「新

聞をとりかえすために走った道」と説明をして、王子権現へと降りる道を案内したと思われる、「王子駅に向かつて旧街道からだら〜と坂をおりてくると左手の方に……戦前の王子警察」があったのである。「だら〜と」と書かれているが結構急で地元では昔から「王子大坂」と呼んでいるという。佐多が「だらだら」と書いたのは坂の最後の部分であり、権現坂に出たらまたすぐに左折である。因に現在この部分の権現坂から王子権現は殆ど見えない。

文学散歩でのこの道の確定は、重要な課題の一つと言え、ここでの誤りは看過するわけにはいかないので、敢えて正させて頂いた。

11号では佐多の記述に対しても、3号の記述、地図に対してもほぼ完全に否定しているとしか読めないが、何の根拠も示していない。他方ではこれまで検討して来たように佐多にも先行研究にも表面上は全く無批判でもある。これはどういうことであろうか。

なお、私はこれまでたびたび佐多の思い違いを指摘し

て来たので、一見すると佐多には思い違いが多いという事を言おうとしているように見えるかも知れないが、全くそうではない。佐多の記憶力は驚異的に高く、よくもこんなに詳細かつ正確に覚えていたものだと思われる。しかし他面では無頓着な面もあるようで、書かれている内容を確認しようと調べてみると、時には記憶違い、思い違いと判断される点もあるので、それを指摘しているまでである。

〈注〉

- (1) 佐多稲子研究会 二〇〇八。
 (2) 本論では主として地理的な考察を行うが、私は地理の研究者ではなく歴史地理的な事柄に関しては筑波大学教授 小口千明氏、北区立中央図書館「北区の部屋」地域資料専門員 保垣孝幸氏にご教示頂き、地図に関しては北区立飛鳥山博物館学芸員 鈴木直人氏にお世話になった。また佐多の経歴等についても疑問に思う事があり、私は佐多稲子の研究者でもないで、この点は佐多の書誌の作成者である、佐多稲子研究会の小林裕子氏にご教示頂いた。此処に記して感謝する。もちろん内容に関する責任は全面的に私にある。年譜は、小林裕子『人物書誌大系28 佐多稲子』（日外アソシエーツ 一九九四）

に詳しく、その他種類もの単行本、文庫本にも収録されている。

- (3) 新日本文学会 一九四九。佐多稲子全集 第四卷（講談社 一九七八）所収。
 (4) 初出 一九四八年一月『新日本文学』。
 (5) 2号（一九七〇）「文学散歩『私の東京地図』をめぐって」、3号（一九七二）「文学散歩『私の東京地図』をめぐって（その2）」、久田美好 写真撮影者、地図作成者は明記されていない。
 (6) 『私の東京地図』文学散歩」本文・写真、五十嵐福子、添付地図、山下治子。
 (7) 随筆集『きのうの虹』（毎日新聞社 一九七八）所収。
 (8) 「佐多の通った小学校」（『くれない』11号）三二頁注(1)。
 (9) 住んだ時期に関して3号に記された内容には混乱があり、疑問が生じる。3号の「文学散歩」の始めには、第一の家に住んだのは「昭和四年四月から同年の秋又は冬頃まで」第二の家は「昭和四年秋又は冬から」と記されているが、年譜によれば第一の家に転居したのは昭和三（一九一八）年、第二の家に転居したのは昭和四（一九一九）年である。七六頁下段では「前述したが第一の家に移り住んだのは……昭和三年四月頃」と無意識に訂正している。また七七頁下段で、第一の家で執筆した作品が挙げられており、これらは年譜によれば一九二八年から一九二九年にかけて執筆されたものである。ところが、続く七八頁下段では「第一の家に移り住んで半年ほどで

第二の住居に移転している」と記されており作品の執筆期間と合わないなど矛盾がある。第二の家に住んだのを「九月頃から」と限定したのは、後述の自伝的小説『山襲』の「引越して来たばかり」の「先月の半頃、秋への移りゆきを感じる……日」（全集 第二巻 二五八〜九頁）に夫が病に倒れた、との記述から推定した。11号では3号の記述をそのまま踏襲している。

(10) 七四頁下段。

(11) 手書のため、正確にはないが概ね北が上。

(12) 地図では「中条」と記されているが単なる誤記。

(13) 後に詳しく見るように、十条と王子とを結ぶ道筋に関してはかなり曖昧である。

(14) 「火工廠」とは「元東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠の所管であった次の製造所を統括する」「陸軍造兵廠火工廠」（従業員約四十名）のことで大正十二（一九二三）年に編成された。「次の製造所」とは「十條兵器製造所」や「王子火薬製造所」その他全国に数ヶ所あり、「十條兵器製造所」とは、同年に「銃包製造所」と「火具製造所」を併合・改称したものであり従業員は約三千名。火工廠本部は「十條兵器製造所」に隣接しており（王子町誌「王子町誌」一九二八、復刻 歴史図書社 一九七九二〇八頁）主に火薬・爆薬・火具（起爆装置）・弾薬などを扱った。

一九二九年 大日本帝國陸地測量部一万分一 王字（赤黒二色刷 陸地測量部地図は国土地理院で閲覧可能）を始め、「大東京最新明細地圖」（東京日日新聞編 一九

三三）、「東京全圖（改訂新町名入）北部方面」（報知新聞社編 一九三二）（<http://tois.nichibun.ac.jp/chizu/>）から検索できる）等には「兵器製造所」と書かれている

南西の隅に「火工廠」と書かれており、隣接といっても同じ敷地内にあった。もちろん佐多の言う「火工廠」とは面積約一〇万坪の「十條兵器製造所」である。「第一陸軍造兵廠となった火工廠の火が今は消えて」（次掲『私の東京地図』一九八頁）と言うが、火工廠とは各地にある工場とそれを統括する官庁の総称であり、個々の工場の名称ではない。毒ガスが漏れたと言う「火薬庫」（二二頁）は恐らく「王子火薬製造所」かその分工場（火薬庫）であり、これも「火工廠」の工場である。地元では、火工廠本部のあった十條兵器製造所を特に「火工廠」と呼び習わしていたであろう。火工廠は佐多の言うように一九四〇年に「第一陸軍造兵廠」へと改組され、十條兵器製造所は現在は陸上自衛隊十条駐屯地となっている。北側の境界は現在と変わらないようだが、西・南側は大きく狭められ、東側も五、六〇メートル近く狭められている。

(15) 『私の東京地図』（講談社文芸文庫 二〇一一）一九七九〜八頁。底本は前掲の講談社版全集 第四巻。現在最も手に入れ易いものから引用した。なお「講談社文芸文庫」には一九八九年初版の版があるが、付録・解説が異なり、年譜はない。

(16) 七六頁下段。

(17) 一九二八年「王子町全圖」（縮尺六千分一 昭和三年

訂正第二版 著作権所有者 王子町役場、発行者 小池
 るい。北区立飛鳥山博物館所蔵)。次掲の「番地界入
 東京府北豊島郡王子町全圖」と同様番地界入であるが、
 後掲注(44)の一九一一年発行の「東京府北豊島郡王子町
 全圖」からの変化を見ると、合筆、分筆されたと思われ
 る地番は「番地界入……」よりも合理的に説明でき、誤
 りと思われる点も見られるが、相対的にはより正確に記
 されているように思える。

(18) 「番地界入 東京府北豊島郡王子町全圖」(縮尺六千分

一 多色刷 川流堂 一九三〇 北区立飛鳥山博物館所
 蔵。但し白黒コピーのみ閲覧可。国立国会図書館ではデ
 ジタル化したカラー画像のみ閲覧可。「小林編纂部実測」
 と記されているが、中には手描きと思われるような小路
 や袋小路が多数描き込まれ、厳密に測量した訳ではない
 が、実際に歩いてそれ以前の地図には描かれていなかっ
 た小路などを描き加えたように見受けられる。「番地界
 入」の謳い文句にも拘らず、合筆では説明出来ない不自
 然な地番の飛躍が散見され、原資料の写し間違いと思わ
 れる。また何故か分筆は記されておらず、番地の境界線
 も前掲「王子町全圖」の方が正確に描かれているように
 思える。

しかし、佐多の住んだ時期に一番近く、道路が二年前
 の「王子町全圖」から可成り変化しており、また「乗合
 自動車線」も記され、更に袋小路まで細かく調べてある
 ので、一部分を少し縮小して必要な書込みをしたものを、
 地図⑧として添付する。なお書込みに際し明らかに誤り

と思われる地番を修正し、見やすくするために道路、そ
 の他の一部情報を消去した。なお兵器製造所内に「火具
 工廠」と記されているのは注(14)に記した「火具製造所」
 と「火工廠」とを混同したものとと思われるが、他の地図
 では「火工廠」は敷地の南西の隅に記されている。

(19) 一九三七年の 大日本帝國陸地測量部 王子(東京一
 万分一地形図集成 柏書房 一九八三 所収。なお本書
 でも国土地理院でも地図は発行年ではなく作成年を基準
 に整理しているので、本論でも陸地測量部地図は作成年
 を記す)では、この軍用道は岩槻街道との合流点あたり
 を残して完成しているので、一九三七〜八年に完成した
 と思われる。

(20) 『私の東京地図』二〇三頁。

(21) 現存するが、道が広げられる以前はもう少し北寄りであ
 ったと思われる。

(22) 『私の東京地図』一九九頁。

(23) 同 一九八頁。

(24) 七六頁上〜下段。

(25) 全面航空地図、航空住宅地図、ゼンリン地図、ブルー
 マップ等の北区版(コピーも含め北区立中央図書館所蔵)。
 なお20番の角には「茶木」とあるがこれは名字であろう。
 とは言え以下に見るように、その東隣りあたりに「表と
 裏」に記された葉茶屋があったと思われる。

(26) 七六頁下段。

(27) 一九〇九年 陸地測量部 王子(前掲 東京一万分一
 地形図集成 所収)。

- (28) 一九三二年王子町は東京市に併合され王子區となり、六つの大字は上十條・下十條等の五町となった。幾つかの地図を比較すると、一九四〇年頃、十條は上十條・下十條の他に十條仲原・中十條・東十條の五地区に分割され、更に丁目に分けられた。上十條は一部を残して南側(下十條側)に大きく下り、下十條の範囲は兵器製造所敷地の大半と、赤羽根線を挟んだ字高本地区(軍用地と思われる)に大幅に縮小され、下十條のみ丁目に分かれていない。その後住居表示導入による町名変更によって下十條の町名は消失し十條台となった。従って現在の上十條の大半は、佐多の住んだ当時は下十條であった。
- なお字「高本」は殆どの地図・資料等には「高木」と記されている。しかし江戸時代に幕府が編纂した地誌「新編武蔵風土記稿」(浄書稿本)には「高本」と記され「タカモト」と振仮名が付されているという事である(保垣文書)。
- (29) 一九二八年「王子町全圖」では袋小路自体は描かれていないが、袋小路の位置は東隣りの一〇八九番との境界になっている。地図⑧では見やすくする為に原図の番地界の一部を消去した結果、一〇八六番と一〇八九番との境界に袋小路が描かれ「王子町全圖」と合成されたような結果となったが、この方が正しいといえる。また「第一の家」の「一」の字によって小路の一部が隠されている(第一の家は一〇八九番)。
- (30) 一九〇九年の測量を基に航空写真で修正した「空中寫真測量」。
- (31) 「原町」の「原」の文字で輪郭が曲がって長方形の奥(北)がすぼんだように見えるが、恐らく曲がっていない。地図⑨の原町一〇八六番地の右(東)が一〇八九番地(現一丁目20番)。第一の家は「原」の雁垂の「ノ」の先の部分あたりと思われる。八百市は一四七四番地の角。
- (32) 実はこの他に一九四一年「大東京区分圖 王子區詳細圖」(日本統制地圖株式會社「大東京三十五區區分詳圖集成」昭和礼文社 一九九四 所収)があり、そこにはこの小路は描かれていない。しかしこの地図は、完成した軍用道路が計画のままの直線で描かれ、旧道のくねりはそのまま脇に残されて小さな平たい山形の道として描かれている。これは戦後の改訂版まで同様である。しかしそれ以前の航空写真を使った一九三七年の陸地測量部地図(前掲)も、一九四七年の航空写真(<http://map.goo.ne.jp/map.php?st=4>)も軍用道路は旧道のくねりに合わせるように緩やかに曲がっており、これとは別の山形の道などない。この詳細圖は実地調査を行っていない事は明らかであり、この場所の道筋は信頼できない。
- (33) <http://mapps.gsi.go.jp/mapSearch.do> から閲覧可能。国土地理院では「空中写真」と言う。写真番号 B-C3-65。地図用の空中写真は二枚の写真から立体画像を得られるように撮影されているようだが、それを見るには特殊な装置が必要で、より鮮明なこの画像で判断し

た。なお、これ以前の空中写真は公開されておらず、少なくとも実用に耐えるものは現存しないものと思われる。
 (34) 「住居表示に関する法律」が施行されたのは一九六二年。

(35) 「改訂版東京都区分圖北區詳細圖」(日地出版株式会社一九五六)(前掲<http://tojs.nichibun.ac.jp/chizu/>から検索できる)。一連の「北區詳細圖」には注(32)に記したような重大な欠陥があるが、改訂前の前掲の四一年版の方がずっと丁寧に作られており、地番に関しては正確と思われる。敢えて五六年版を挙げたのは「住居表示に関する法律」施行前の地番は、その時点でも変化していない事を示す為である。また先に触れた住宅地図でも15と併記されている。

(36) 初出「アカハタ」一九五八年一〇月〜一九五九年四月。佐多稲子全集 第九卷(講談社 一九七九)所収。

(37) 「記されている」とされているが、内は引用ではない、筆者(久田)による要約と思われる。

(38) 七八頁上段。

(39) 上述の「八百市」。

(40) 七八頁下段。

(41) 七八頁下段〜七九頁上段。

(42) 「原町」の意味する所は注(44)参照。

(43) 前掲『人物書誌大系28 佐多稲子』二四一頁。この原資料は不明との事であるが、恐らくこれは、佐多の戸籍謄本に記載された長男(一九三〇年生)の出生地と思われる。長男の戸籍謄本にも、出生地は「東京府北豊島郡

王子町下十條千五百番地」と記載されているとのことである。出生地は「戸籍法」(一九一四年)では戸籍の記載要件ではないが出生届の記載要件であり、「戸籍法施行細則」の雛形や記載例では戸籍簿に出生地を記すように示されている。病院で生まれた長男の出生地としては病院の住所が記載されている可能性もあるが、当時の出生届は普通には出生証明書は必要でなく、多くは親の住所が出生地とされたようである。「大日本醫師名簿」(一九三二年 東京光明社)その他資料にはこの地番周辺に医師の名はなく、やはり当時の佐多夫妻の住所であろう。

(44) 「東京府北豊島郡王子町全圖」(多色刷 縮尺五千分の一 通信協會発行 『東京市十五区・近傍三四町村 三〇』人文社 二〇〇八 この復刻版の保存用カバーには「北豊島郡王子町全圖 番地界入」と記されているが、本体には「番地界入」の文字はない)。備考欄に「一、之ヲ郵便区畫ト爲スニハ相當境界ニ於イテ裁断又ハ接續スルヲ要ス」と記されているように、郵便配達用の地図であり番地は正確と思われる。

ところでこの地図でも、他の「王子町全圖」でも一五〇〇番地付近の字名は「原」ではなく「久保」となっている。「高本」は「高木」と記されている。この地図の「王子町字名一覽」には大字「下十条」に字「久保」があり、大字単位で地番は通し番号となっており字毎に地番区分が記されている。「原」という字は大字「豊島」にあるが、一五〇〇番地はない。他方では一九〇九年の陸地測量部 王子(前掲東京一万分一地形図集成)では

大字名は「下十條」であるが「久保」という字名はなく、このあたりは「原」と記されており、一九二九年版では「原町」と改められている。この版には、番地の境界線は入っていないが、可成りの地番が記されており、通信協會発行のものと比較すると地番は基本的に同一であり、近い所では一四九九番が同一である（地図⑩参照。1499と書かれた一画が現1丁目8番。9の字のすぐ上（北）の家のあたりが一五〇〇番地）。陸地測量部地図に記されている他の「七軒町」「前新田」「南」等々の地名に關しても「字名一覽」にはない。前掲「王子町誌」によれば字「久保」を始めとする字名は、基本的には江戸時代の字（小名）を引き継いだものである。

陸地測量部地図にある「原」や「七軒町」という地名は、地元では「ズシ」と呼ばれる中世から続く集落（村組）の名で、公称地名（行政機関が定めた地名）となった小名とは異なり、もともとは地名ではなく境界は曖昧で字とは無関係で、大正末期から昭和初期にかけて町内会へと発展していった。「原」も大正八（一九一九）年に「原町交友会」が結成され後に「原町会」となった（以上「十條村近世史雑考」Vol.9 発行者榎本龍治二〇〇〇年 北区立中央図書館所蔵）。この町内会の名称が「通称地名」となったようであるが、通称とはいっても一九二九年版（一九三二年発行）の枠外には「本圖ノ番地所屬界及番地ハ昭和五年一月當該地方官公署ノ資料ニヨリ描入セルモノナリ」と傍記されており、公認のものなのである。この住所は公称地名では「北豊島郡

王子町大字下十條字久保一五〇〇番地」であろう。先に見たように、第一の家と推定した「字仲道」の一部も「原町」である。

(45) 一九三〇年の「王子町全圖」では算用数字で「130」と記されているが、8を3と誤記したものと思われる。

(46) 「地番號ノ變更アリタルトキハ戶籍ノ記載ヲ更正スルコトヲ要ス」（戸籍法第四十二條）との規定があり、これによれば、「千五百番地」は更正されていなければならないが、本籍地以外の地番号まで更正することなど、事実上不可能であろう。況してや記載要件ではない出生地など更正される筈もないだろう。佐多達が住んだ時点では既に一四八〇番だったと思われるが、貸主も佐多の夫窪川鶴次郎（嫡出子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ）（七十二條）も地番の變更を知らず一五〇〇番として届け、受付けた方も本籍地ではないので厳密には確認しなかったのかも知れない。しかし一五〇〇番地と記載されたお陰で、住んでいた場所が依り限定出来る。

(47) 『私の東京地図』二〇三頁。

(48) 地図記号用語。建物が密集している場合、複数の建物を纏めて表示したもの。大と小があり、小は単なる太線、大は線で囲んだ中に斜線を引く。独立建物に対して用い、これにも大と小がある。

(49) 1999の99が上に書かれている、横に寝た丁字形の総描建物の一部分。

(50) 前掲 <http://map.goone.jp/map.php?st=4>

(51) 初出一九三六年五月「中央公論」佐多稲子全集 第

- 二卷(一九七八 講談社)所収。全集第二卷の「あとがき」で『山襲』について佐多自身「私は作中人物に、実在する人をそれとわかるようには、意識的に書かなかった(四二四頁上段)」と記している。逆に言えば、家の様子等外見的に分かる事は、ほぼ事実に近いと取ってよいだろう。
- (52) 二五九頁下段。
- (53) 独立した建物がある事を示すだけで、形まで示していない。
- (54) 1909と書かれたすぐ上(北)。
- (55) 『私の東京地図』二〇三頁。
- (56) 同上。
- (57) 同上。
- (58) 『山襲』二五六頁下段。
- (59) 同二五七頁下段。
- (60) 本文で述べたように、一九三〇年の地図⑥には合筆により一五〇〇番地はないので、一九一一年発行の地図を参考に補正の線を引いた。「②第二の家」と記された区画が本来の一五〇〇番地である。注(44)も参照。
- (61) 一九一頁上段。
- (62) 同一九五頁上段。
- (63) 八百市の並びに、佐多の住んでいた当時からあった銭湯。地図⑥で八百市の東隣に煙突印が描かれている。現存する。
- (64) 当時の住所は大字下十篠字伸道一〇一五番地と思われ、更に枝番があったと思われる。
- (65) 旧住所 王子町大字王子六一三、現北区岸町1-6-17 (<http://www.keishichomeiro.tokyo.jp/10/oji/index.htm>)。一九二八年の地図を見ると明確なのだが六一三と六一四に跨がっていた。現在は、北区社会福祉協議会。3号本文・地図⑥には「王子労政事務所」と記されているが、改組・移転。
- (66) 注(96)参照。
- (67) 東十条駅の元の名称は下十篠駅、一九三〇年一二月着工、三一年六月竣工であるから、第三の家に移る前後に出来た。地名の変更により一九五七年改称(北区「郷土資料館だより」No.5 一九八一年八月二〇日 北区文化財調査員 小野磐彦)。
- (68) 『私の東京地図』二〇六頁。
- (69) 注(4)参照。
- (70) 東京新聞、一九六四年一月二三日、随筆集『ひとり歩き』(三月書房 一九六九)所収。
- (71) 三五八頁。
- (72) 八三頁上段。
- (73) 地図④では旧街道が王子権現に達した所が十字路になっているが、ここは丁字路。その先に描かれた道はない。
- (74) 「名主の滝公園」案内書(東京都北区)。
- (75) 「王子七滝考」北区文化財調査員 倉木常夫(東京都北区王子郷土資料館資料 調査報告第四号 一九八九 八頁)。場所を示す写真も添付されており、同報告には、大正五年生まれの斉藤功之助の、大正末頃まではあったとの証言が出ており「五メートルぐらいの高さから消

- ホースぐらいの太さで流れ落ちていた」とのことである。消滅の時期や原因は不明のようであるが、時的には関東大震災の影響であろうか。
- (76) 北区のホームページ (<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/facility/079/007978.htm>) には「再現」と書かれており、それと思われる滝はあるが標識はなく、前注に描かれているような姿ではない。
- (77) 以上、前掲「王子七滝考」「名主の滝公園」案内書、その他。「現在では『名主の滝』以外はなくなってしまう、なかにはその場所さえわからなくなってしまうものがある」「王子七滝考」二頁)。「王子七滝」との名称も、人寄せのために生まれてきた」(同七頁)もので、歴史的にそう呼ばれて来た訳ではないとのことである。
- (78) 「広重の「絵本江戸土産」には、十条の里女滝男滝」と題して……描かれている絵がある。……この図でいう「女滝」「男滝」が現在の「名主の滝」のことをいうとみてよいのではなからうか。(前掲「王子七滝考」一一頁上段)。現在名主の滝公園には、この他に二つの滝がある。
- (79) 現住所 北区王子本町一ノ一ノ二。鳥居は都道四五五号に面しており、王子駅方面からでは、丘の上でもあり少しわかり難い。
- (80) 以上 <http://ojijinja.tokyo.jp> http://www.genbu.net/data/musasi/ouji_title.htm 等より。
- (81) <http://www.tokyo-jinjacho.or.jp/syoutkai/index.html>
- (82) <http://www2.wagamachi-guide.com/kitaku/>
- (83) 現住所 北区岸町一ノ一ノ二六。地図©の元になったグーグル・マップには、何故か「王子稲荷」の表記も記号もない。
- (84) 前掲「王子七滝考」九頁。
- (85) 王子神社談。両神社の宮司が兼務だった時期もあると言う。
- (86) 3号の散歩の最後に訪ねている王子権現が王子神社である事はその内容から間違いない。ただそこに「私達は、落語で有名だという名主の滝の話等を聞きながら王子権現への階段をのぼる」とあるが、有名な落語の「王子の狐」に出て来るのは王子稲荷であって、名主の滝ではない。柳家小さん(五代目?)は枕で名主の滝に触れていたと言う。ところで前出の「王子」に「今も向うの橋ぎわに料亭があり」と書かれている老舗の料亭が、「王子の狐」の舞台となった「扇屋」であり、王子駅と権現の間にあった。現在跡地は五階建ての雑居ビル(以上 <http://ginjofezweb.com/34ojinokitune/oujinokitune.htm> による)。因に権現へ登る階段があるのは、「扇屋」跡から続く道の、権現の滝があった側である。
- (87) 八二頁上段。
- (88) 現北区中十条二丁目12番4号、中十条郵便局がある交差点。
- (89) 一見すると、地図に「第三の家」と記した「家」の文字によって道が隠されているように見えるが、当時のこの道はそこで行き止まりであり、第三の家から十条駅の北

側の線路を横切る道に出るには、左手(西)から回るしかない。

(90) 一九三頁上段。

(91) 11号の地図も添付した方が分かり易いであろうが、積極的な意味を持つ資料ではないので敢えて添付を避ける。

(92) 「王子」三六二頁。

(93) 注(97)に記すように、この道は稲荷の傍を通るよりは遠回りになるが安全である。また名主の滝に行ったことがないとするれば、三平坂経由の可能性は非常に低い。特に生まれたばかりの赤ん坊を背負ってでは㊤に示された王子権現経由以外の道筋は考えられない。

(94) 佐多稲子全集 第九卷 三九頁下段。

(95) 地図㊤に利用した「番地界入 東京府北豊島郡王子町全圖」のカラー版を見ると、「乗合自動車線」が赤線で引いてあり、地図㊤をよく見ると、白黒ではあるが第三の家(注(88)に記した中十条郵便局がある交差点)や、大字王子字岸ノ上一〇七五番地のある交差点(後述の「王子本町二丁目」の信号のある交差点)等には、停留所を示すと思われる小さな〇印が付けられているのが分る。佐多の乗り込んだのは前者の停留所であろう。路線は上十條も通るが、佐多の乗った部分は、当時の下十條に当たる。注(28)で述べたような事情のためか「歯車」では上十條と下十條の区別が曖昧である。

(96) 地図㊤は地理的な正確さを欠いているので確定は出来

ないが、第二の家から旧街道との合流点までの道が「表と裏」に書かれているようにには火工廠跡(現自衛隊)の塀に沿っておらず、後述のように本文の記述を見ると、現在の都道四五号線を指しているのではないかとも思われる。しかし、都道四五号線は自衛隊の正門近くまで来て、塀に平行に向きを変えているのに、地図は塀に対して斜めのままになっているところから、佐多が現実に行った火工廠の塀に沿う道をイメージし、本文でも述べたように合流点は「王子へ出る高台の道へ出た」場所を示そうとしているのではないかと思われる。

なお11号では、この道を「本町通り」として太く描き「旧軍用路」と傍記している。更に自衛隊駐屯地との間に「都営アパート」が描かれているところから、これは都道四五号を示しているものと判断するしかない。ところが、旧街道との合流点を三平坂へ下りる角の更に南の、地図㊤と同じような地点としている。しかし都道四五号であるならば、描かれた地点ではなく、三平坂へ下りる角の二〇〇メートル近く北、十条台小学校の校庭のある角で旧街道と合流していなければならぬ。他の部分の正確さに比して、この部分は全く混乱して事実と合致せずに、ただ3号の地図を無批判に踏襲していると考えられない。

なお11号では、上記の通り四五号がほぼ東西に走るこの部分を「本町通り」と記しておりそう記された地図もあるが、一九一三年秋頃までのグーグルのストリートビューでは、この道路沿いの街路灯の支柱には「上一本

通り」との標識が掲げられていた。上十条二丁目の本通り、の意味であろう。但し現在街路灯は電柱に取り付けられ、この支柱も標識もない。現在「本町通り」との標記は、後述の「王子本町二丁目」の信号の南の信号、「王子本町横断歩道橋」近くに於けるバス停の名称以外には見当たらない。北区役所に照会したところ、北区立飛鳥山博物館から、現在北区に「本町通り」という道はない、どの道だったのかは不明との回答を得た。因に「王子本町」という町名は住居表示導入後のもので、それ以前は「王子町」であった。

(97) 但し警察署に行くには、旧街道に出て少し先の左に別れる道に入り、稲荷神社の南側の道を降りて右折する方がかなり近い。しかしこの道は分かり難いし崖を直角に横切って下りる相当急な切り通しの坂で危険であったと思われる。佐多の走った権現坂へと出る道筋が、一番簡単で分かり易く安全であり、この道を通るのが自然であろう。

(98) 正式には滝野川までを「本郷通り」と呼ぶようだが、ここにある歩道橋には「本郷通り」と書かれている。なおこの先からもう一本四五五号が分岐しているが、間もなく行き止まりとなる。

(99) 八二ページ下。

(100) 先の航空写真を見ても、「王子本町二丁目」の交差点周辺を含め、佐多の走った道筋は既に現在と同様である。七一年当時信号や標識があったかどうかは不明であるが、もしかしたら佐多自身もこの「王子本町二丁目」の交差

点か、走って来た道と旧街道との合流点であったことには気付かず、同行者の認識も曖昧になったのかも知れない。

(101) 八二頁下段。

(102) 保垣談。